

## 1 事業名

市道路線の認定

市道 4-28 号線

## 2 事業の概要

都市計画法に基づく開発行為が予定されていることから、市道 4-28 号線について道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、上新井五丁目 25 番 47 地先を起点として上新井五丁目 22 番 23 地先を終点とする部分を市道 4-28 号線として、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として再認定するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、都市計画法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

認定する路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 2 のとおりである。